

＜平成31年度（2019年度）公募における主な変更点等＞

- (1) 海外に直接出向き実施する研究活動が中核をなす研究計画を対象とすることを明確にするなど、種目の趣旨や対象をより明確化しました。
- (2) 平成31年度（2019年度）より、科学研究費助成事業「審査区分表」（26頁参照）の「中区分」を活用した「2段階書面審査」で審査を行うこととしました。
- (3) 研究計画調書について、国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））の趣旨を踏まえて構成を見直すとともに、「研究業績」欄を「応募者の研究遂行能力及び研究環境」欄に変更する等、様式の見直しを行いました。（19頁参照）
研究計画調書の作成に当たっては、公募要領別冊「応募書類の様式・記入要領」を十分確認してください。
- (4) 審査の際に審査委員が、researchmap 及び科学研究費助成事業データベース（KAKEN）の掲載情報を必要に応じて参照することとしました。（58頁参照）
- (5) 科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものであるため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されることを明記しました。（7頁参照）
- (6) 研究者が遵守すべき行動規範について明記するとともに、研究代表者が、研究遂行上配慮すべき事項について内容を理解し確認する必要があることを明記しました。（9頁、58頁、59頁、64頁参照）
- (7) 近年の科研費の応募件数の増加に関して、科研費制度の趣旨、目的の研究機関内での改めでの共有について、研究機関の留意事項として明記しました。（60頁参照）